

兵庫県公報

平成22年10月8日 金曜日 第2225号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 平成22年度地籍調査事業計画の変更（農地整備課）	1
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○ 平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正（同）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	7
公 告	
○ 平成22年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢社会課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	9
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	10
公安委員会告示	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	14

告 示

兵庫県告示第1015号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名称 高橋病院
所在地 神戸市須磨区大池5丁目18番1号
認定年月日 平成22年10月1日
認定の有効期限 平成25年9月30日
- 名称 洲本伊月病院
所在地 洲本市桑間428番地
認定年月日 平成22年9月10日
認定の有効期限 平成25年9月9日
- 名称 公立香住病院
所在地 美方郡香美町香住区若松540番地
認定年月日 平成22年4月13日
認定の有効期限 平成25年4月12日

兵庫県告示第1016号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた、平成22年度の地籍調査事業計画

を次のとおり変更した。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	豊岡市のうち上佐野、城崎町結、竹野町金原、出石町暮坂及び但東町奥赤	平成22年5月から平成23年3月まで
同 上	養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、三谷、奥米地、大屋町大杉、大屋町蔵垣、尾崎、関宮及び吉井	同 上
同 上	朝来市のうち生野町竹原野、生野町黒川、生野町栃原、和田山町秋葉台、和田山町寺内、和田山町高生田、和田山町室尾、和田山町竹ノ内、和田山町内海、和田山町法道寺、和田山町宮内、和田山町高田、和田山町白井、和田山町久田和、和田山町東和田、和田山町野村、和田山町岡田、和田山町竹田、和田山町三波、和田山町藤和、和田山町久世田、山東町大月、山東町粟鹿、山東町柴、山東町一品、山東町与布土、山東町森、山東町三保、山東町柿坪、多々良木、石田、澤、山内、納座、佐囊及び岩津	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち山田、口長谷、口金近、奥長谷、淀、本郷、大垣内、才金、平松、西下野及び乃井野	同 上
同 上	美方郡新温泉町のうち諸寄及び竹田	同 上
神戸市	神戸市のうち北区、須磨区及び垂水区	同 上
姫路市	姫路市のうち安富町関及び安富町皆河	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫町及び武庫元町	同 上
明石市	明石市のうち沢野2丁目	同 上
西宮市	西宮市のうち甲子園口北町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草及び五色町広石下	同 上
芦屋市	芦屋市のうち竹園町、浜芦屋町及び伊勢町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち野間及び野間北	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町八洞、若狭野町出、若狭野町福井及び矢野町榊	同 上
豊岡市	豊岡市のうち佐野、戸牧、岩井、竹野町森本、竹野町金原、日高町岩中、日高町浅倉、日高町久斗、出石町暮坂及び但東町奥赤	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、御津町中島及び御津町碓岩	同 上
赤穂市	赤穂市のうち福浦	同 上
西脇市	西脇市のうち野村町、上比延町、堀町、出会町及び黒田庄町船町	同 上
宝塚市	宝塚市のうち桜ガ丘	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち中央町、小花及び錦松台	同 上
小野市	小野市のうち脇本町	同 上
三田市	三田市のうち天神、西山、南が丘、横山町及び三輪2丁目	同 上

加西市	加西市のうち福住町、東笠原町及び笹倉町	同 上
篠山市	篠山市のうち般若寺及び泉	同 上
丹波市	丹波市のうち柏原町拳田、柏原町大新屋、柏原町鴨野、柏原町北山、山南町小野尻、山南町小畑、山南町山本、山南町和田、山南町小新屋、山南町梶、山南町前川及び山南町若林	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち広田中筋、倭文庄田、松帆古津路、松帆志知川、松帆西路、志知北、市小井、市善光寺、志知中島、志知志知、賀集野田及び賀集牛内	同 上
淡路市	淡路市のうち遠田及び多賀	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町有賀、波賀町上野、波賀町皆木、波賀町飯見、波賀町野尻及び波賀町鹿伏	同 上
加東市	加東市のうち天神	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち紫合、銀山、笹尾及び猪名川荘苑	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区安楽田、中区東山、中区田野口、加美区山寄上、加美区鳥羽、加美区清水及び八千代区大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち大畑、新野、野村、比延、上岩、高朝田及び宮野	同 上
同 郡市川町	同 郡市川町のうち上牛尾	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち田口及び高岡	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち沖代及び米田	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち井上及び山野里	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区耀山、村岡区市原、村岡区日影及び小代区秋岡	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち諸寄、竹田及び千原	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町三方及び氷上町新郷	同 上



兵庫県告示第1017号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成22年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
江井ヶ島加入区	平成22年 9 月21日
伊保加入区	同 上
東由良町加入区	同 上
由良町中央、由良加入区	同 上

郡家加入区	同 上
南淡加入区	同 上



兵庫県告示第1018号

平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文中「ただし、津居山港加入区、竹野浜加入区、柴山港加入区、香住町加入区及び浜坂町加入区を除く。」を「ただし、大塩町加入区、的形加入区、八木加入区、白浜加入区、姫路市中部加入区、飾磨加入区、大津加入区、網干加入区、津居山港加入区、竹野浜加入区、柴山港加入区、香住町加入区及び浜坂町加入区を除く。」に改める。

表中

「大塩町加入区	大塩町漁業協同組合
的形加入区	的形漁業協同組合
八木加入区	八木漁業協同組合
白浜加入区	白浜漁業協同組合
姫路市中部加入区	姫路市中部漁業協同組合
飾磨加入区	飾磨漁業協同組合
大津加入区	大津漁業協同組合
網干加入区	網干漁業協同組合

を

「大塩町加入区	姫路市大塩町の区域
的形加入区	姫路市的形町の区域
八木加入区	姫路市木場、八家及び東山の区域
白浜加入区	姫路市白浜町の区域
姫路市中部加入区	姫路市飾磨区妻鹿、阿成、中島及び水尾川以西の区域並びに広畑区一円の区域
飾磨加入区	姫路市飾磨区の区域、ただし、妻鹿、阿成の区域を除く
大津加入区	姫路市大津区の区域
網干加入区	姫路市網干区の区域

に改める。



兵庫県告示第1019号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成22年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字南山5318の1・字下南畑4712（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1020号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成22年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
南あわじ市神代社家字フルヤカタ2076の1、2078、字水木谷2082の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1021号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月 8 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。
その関係図面は、平成22年10月 8 日から2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西 宮 豊 中 線	西宮市高松町539番から 同 市高松町31番1まで	旧	2.0から 13.0まで	356.0	
	西宮市高松町539番から 同 市高松町23番2まで		10.0から 31.0まで	427.0	
	西宮市高松町539番から 同 市高松町23番2まで	新	10.0から 27.0まで	427.0	



兵庫県告示第1022号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月 8 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。
その関係図面は、平成22年10月 8 日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 6 号	豊岡市但東町平田字高山778番から 同 市但東町平田字桑垣1193番1まで	旧	6.0から 18.0まで	632.0	
		新	12.0から 23.0まで	620.0	



兵庫県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月8日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宮原力万線	佐用郡佐用町才金字梅ヶ谷578番37から 同 郡同 町才金字梅ヶ谷578番26まで	旧	2.0から 5.0まで	852.0	一部 予定地
		新	3.0から 81.0まで	790.0	



兵庫県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月8日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 たつの相生線	たつの市揖西町小畑字亀ヶ坪91番1から 同 市揖西町土師3丁目1番まで	旧	7.0から 14.0まで	653.0	
		新	10.0から 19.0まで	653.0	



兵庫県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月8日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 6 号	豊岡市但東町小谷字石丸1番から 同 市但東町平田字下山179番1まで	旧	7.0から 20.0まで	1,225.0	
		新	12.0から 40.0まで	1,240.0	
国道 4 2 6 号	豊岡市但東町栗尾字下坪86番2から 同 市但東町佐田字山ノ下882番1まで	旧	6.0から 26.0まで	2,142.0	
		新	12.0から 69.0まで	2,143.0	



兵庫県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月8日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 泉八上新線	篠山市泉字河原ノ坪1255番1から 同 市日置字門田445番1まで	旧	6.0から 12.0まで	91.0	
		新	6.0から 12.0まで 3.0から 13.0まで	91.0 143.0	



兵庫県告示第1027号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成22年10月12日から適用する。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

3の表中「富士信用組合」を「大阪協栄信用組合」に改める。

公 告

平成22年度兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成22年9月11日に次の者を表彰した。

平成22年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏名 伊丹 三樹彦
- (2) 住所 尼崎市
- (3) 功績内容

永年にわたって、俳句における多彩な活動を展開し、俳句の普及と発展に尽くし、現在も兵庫県俳句協

会顧問として後進の指導・育成に活躍している。

2 (1) 氏名 上 前 智 祐

(2) 住所 神戸市垂水区

(3) 功績内容

永年にわたって、国内外における様々な展覧会に出品し現代美術の普及と発展に尽くし、現在も継続して制作を行い現代美術の振興に活躍している。

3 (1) 氏名 落 合 久 子

(2) 住所 神戸市北区

(3) 功績内容

永年にわたって、山の街婦人会会長として婦人会活動に尽くす傍ら、地区民生委員・児童委員として活躍し、現在も特定非営利活動法人ひょうごWAC理事や老人クラブ会長として地域福祉の向上に活躍している。

4 (1) 氏名 川 上 弘 文

(2) 住所 神戸市北区

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県傷痍軍人会北区副支部長として組織活動の充実強化に尽くし、現在も支部長として積極的な活動を継続し健康・福祉の増進に活躍している。

5 (1) 氏名 川 口 重 義

(2) 住所 神戸市灘区

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域医療推進に尽くす傍ら、「K O B Eふれあいの会」を組織し、現在も会長として地域住民の保健衛生の増進に活躍している。

6 (1) 氏名 河 崎 与 一 郎

(2) 住所 南あわじ市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、医師会役員としても医師会活動に積極的に取り組み、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

7 (1) 氏名 小 林 絹 雄

(2) 住所 神戸市須磨区

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県傷痍軍人会須磨区支部の理事・副支部長として組織活動の充実強化に尽くし、現在も支部長として献身的努力を払い、福祉向上に活躍している。

8 (1) 氏名 佐 藤 美 代 子 (美 旺)

(2) 住所 明石市

(3) 功績内容

永年にわたって、能面制作の技能の伝承と発展に尽くし、数々の個展の開催及び展覧会に出展し、現在も読売新聞社や京都新聞社のチャリティー展に能面や書を寄贈するなど文化の高揚や社会貢献に活躍している。

9 (1) 氏名 塩 見 登 美 子

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、校医としても学校保健の向上に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

10 (1) 氏名 柴 田 正 樹

(2) 住所 洲本市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、嘱託産業医としても職員の保健向上に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

11 (1) 氏名 勝 呂 隆 彦

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

12(1) 氏名 田 村 和 子

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、単位老人クラブ会長や市老人クラブ連合会理事及び女性部長として高齢者の生きがいと健康づくりに尽くし、現在も単位老人クラブ会長や市老人クラブ連合会副会長及び女性部長として地域づくりや健康・福祉の増進に活躍している。

13(1) 氏名 林 瑞 雄

(2) 住所 伊丹市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、校医としても学校保健の向上に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

14(1) 氏名 平 出 静 生

(2) 住所 小野市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、小野市全中学校の校医としても学校保健の向上に尽くし、現在も継続して診療活動を行い、地域の公衆衛生の発展に活躍している。

15(1) 氏名 藤 井 一 雄

(2) 住所 伊丹市

(3) 功績内容

永年にわたって、歯科医師としての診療や地域住民の公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、歯科園医としても学校保健の向上に尽くし、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍している。

16(1) 氏名 藤 澤 福 男

(2) 住所 神戸市東灘区

(3) 功績内容

永年にわたって、神戸市自治会連絡協議会会長として地域の振興・発展及び住民自治の振興に尽くし、現在も名誉会長として後進の指導・育成に活躍している。

17(1) 氏名 横 井 和 子

(2) 住所 芦屋市

(3) 功績内容

永年にわたって、積極的な演奏活動を展開される傍ら、後進の育成にも尽くし、現在まで社団法人日本演奏連盟常任理事として我が国クラシック音楽界の発展に活躍している。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町生石字樋ノ爪34番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島 2 番地
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊 藤 勝 之
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成22年 7 月 5 日
兵庫県指令東磨（加土）（建）第 1 - 1 - 2 号（22高砂）

- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
宍粟市一宮町安積字丸山217番 6、217番10、217番20、217番22、217番32から217番51まで、217番60から217番68まで
同 市一宮町安積字澤田218番、219番 1、219番 2、219番 6 から219番 8 まで、219番10
同 市一宮町安積字天神ヶ尾866番28
同 市一宮町安積字釜床1412番129
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
宍粟市山崎町中広瀬133番地 6
宍粟市長 田 路 勝
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成22年 9 月 7 日
兵庫県指令西播（光土）（建）第 1－10－ 3 号（20宍粟）

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 2 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
平成22年10月 8 日

兵庫県収用委員会
会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称
兵庫県
- 2 事業の種類及び名称
一般国道482号改築工事
(兵庫県豊岡市出石町鳥居字川クゴ地内から同市出石町鳥居字鐘巻地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成22年10月 5 日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地									
所在	地番	地目	公簿地積 m ²	実測地積 m ²	収用に係る面積			使用に係る面積	
					62.98 (注1)	0	0	9.47 (注2)	0
豊岡市 出石町 鳥居字 家ノ前	785番	宅地	1,531.83	1,741.63	62.98 (注1)	0	0	9.47 (注2)	0
	856番	宅地	353.71	353.71	0	0	0	0	
	774番1	宅地	72.72	77.17	0	0	0	0	

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
氏名	住所	氏名	住所
山下 由一	豊岡市出石町鍛冶屋209 番地の1 〔ただし、登記簿上の表示 出石郡出石町鍛冶屋209 番地の1〕	山下 弘子	豊岡市出石町鍛冶屋209 番地の1 〔ただし、登記簿上の表示 出石郡出石町鍛冶屋209 番地の1〕

(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

(注2) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①⑩⑪⑫⑬及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第300号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年10月 8 日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

1 講習の種別、実施期日等

(1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

(2) 実施期日

平成22年11月15日（月）から同月18日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

2 受講対象者

受講対象者に制限はない。

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成22年10月18日（月）から同月29日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 受付定員

40人

4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

5 申込時の提出書類

(1) 機械警備業務管理者講習受講申込書1通

(2) 顔写真をちょう付した履歴書1通

6 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

10 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（078）341-7441 内線3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話（078）252-0166